

## 1. 倫理規程

### (組織の使命及び社会的責任)

第1条 公益財団法人とうきゅう環境財団(以下「本財団」という。)は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に応える事業運営に当たるものとする。

### (社会的信用の維持)

第2条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (法令等の遵守)

第3条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の規程・内規等を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営するものとする。

### (私的利益の禁止)

第4条 本財団の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

### (利益相反の防止及び開示)

第5条 本財団の役職員は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他本財団が定める所定の手続きに従わなければならない。

### (情報開示及び説明責任)

第6条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、寄付者等をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めるものとする。

### (個人情報保護)

第7条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮するものとする。

### (研鑽)

第8条 本財団の役職員は、本財団の業務全般の向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

### (規定遵守の確保)

第9条 本財団は、必要あるときは評議員会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

### (改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成22年12月7日から施行する。